

◆【静岡支部】休暇中に船員の住民税減免手続きをする

—海外巻き網漁船で働く堂端真二さん—

遠洋漁業が盛んな静岡県焼津市において、船員の住民税減免措置が制定されて8カ月が経過し、船員の住民税減免申請手続きが始まった。

昨年（令和2年）4月に、焼津市は地元の漁船漁業の担い手確保が重要課題であるとの認識のもと、排他的経済水域外まで航海する船舶に通算6カ月以上乗船する船員を対象に住民税の減免措置を制定した。

減免対象となる乗船期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの間に通算6カ月以上

船員の住民税減免申請手続きを取材

「株式会社いちまる」で、カツオ、マグロを漁獲する海外巻き網漁船に乗船している堂端真二さん（二等航海士）は、本船入渠に伴う休暇下船中の12月22日、焼津市課税課を訪れ減免手続きを行った。

堂端さんは船員しんぶんの記事で、焼津市も船員の住民税減免制度を制定したことを知り、会社に申請に必要な書類一式（減免申請書と乗船証明書）を用意してもらい、焼津市役所の課税課を訪れた。

書類を提出した際、窓口の課税課担当者は「申請書類は問題ないので、減免の対象となります。堂端さんの場合は住民税の特別徴収（船主が給与から市民税・県民税を差し引いて納付する方法）となっているので、堂端さん宅に減免決定通知書を、会社には減免後の納税額を記載した税額通知書を郵送いたします」と対応され、手続きは簡単かつ短時間で終了した。

焼津市の船員の住民税減免制度の概要

△対象者＝焼津市に住所を有し、排他的経済水域外まで航行する遠洋漁船など（外航船、練習船含む）に通算6カ月（182日）を超えて乗船する船員

△実施日＝令和2年4月1日以降の乗船期間から適用する。なお、乗船期間の算定は毎年4月1日～翌年3月末までとする

△減税額＝乗船期間と同じ年度の市民税・県民税均等割部分を50%減免する

△提出書類＝市民税・県民税減免申請書（焼津市ホームページに掲載）

△申請方法＝船員本人が焼津市行政経営部課税課で手続きすることを原則とする。ただし、家族もしくは特別徴収義務者（給与支払者）が代理申請することもできる

減免申請手続きを終えて堂端真二さんのコメント

海員組合の広報で、焼津市でも船員の住民税の減免制度が始まったことを知りました。今回の休暇下船中に手続きしようと思い、申請に必要な書類一式（減免申請書と乗船証明書）を会社に用意して頂き、自分はその書類を持参して焼津市役所に向かったのですが、不安はありませんでした。

減免申請窓口の課税課は船員手帳に関する窓口の廊下を挟んで向かい側にあり、最初に窓口で船員住民税の減免を受けたいと伝え、担当者に書類を渡して待つこと5分。窓口呼び出しの案内があり、担当者から「申請書類は問題ないので、減免の対象となります。堂端さんの場合は住民税の特別徴収（船主が給与から市民税・県民税を差し引いて納付する方法）となっているので、堂端さん宅に減免決定通知書を、会社には減免後の納税額を記載した税額通知書を郵送いたします」と話があり手続きは終了しました。

こんなに短時間で簡単な手続きなら、休暇中でなくても焼津港に入港した際に手続きに行っても大丈夫

夫かなと感じました。

船員の住民税減免の制度が制定されたことは焼津市にも海員組合にも感謝しています。海員組合には今後とも、減免額を増やしたり、他の町へ波及するなどの政策活動を継続して頂き、船員後継者の確保に取り組んでもらいたいと思います。

中野弘道焼津市長のコメント

*** 長期航海の間は行政による住民サービスを受けることができないので**

この減免制度が船員の方々へのエールとなれば幸いです *

焼津市は焼津港、小川港、大井川港と3つの港を擁していますが、特に漁業は水揚量、水揚金額とも全国で1位、2位を争うものとなっており、関連する水産加工業や製造業とともに焼津市の発展に大きな貢献をしていただいている産業と言えます。そして焼津港は遠洋漁業基地として名をはせています。

当然、焼津市民にはそれらの船舶に乗務する方も多く、この方々は、はるか洋上でわれわれの食卓ののぼる魚を確保するため奮闘してくださっていますが、長期間にわたる航海の間は、行政による住民サービスを受けることができません。このため、住民サービスに対するご負担という性質のある住民税均等割に関して、1年のうち6カ月以上を外洋での業務に従事する方については、その2分の1を減免することといたしました。

この制度が、船員の方々へのひとつのエールとなり、また、焼津市に構える焼津水産高校や漁業高等学園で学ぶ皆さまが、学んだ技術を活かして漁業の道に進む後押しとなれば幸いです。

「海員だより」

－広報室より－ <各船の海員だよりメール版の送信状態を確認します>

洋上で安全運航・安全操業の努めている組合員の皆さま、お疲れ様です。海員だよりメール版を受信していただき、ありがとうございます。

海員だよりメール版は、海員組合本部の広報室メールアドレス（kaiin@jsu.or.jp）から送信しています。

正常に届いていることを確認するために、各船へお届けしたメール便りに返信していただく作業をお願いしています。

お手数ですが、毎月1度、受信メールに返信をお願いします。

※毎月、1日から月末までの間に1度、送信されました海員だよりに「返信」していただければ、船舶のメールアドレスの変更の有無などを確認できますので、よろしく願いいたします。